



島根県商工会連合会からの

「時間単位の年次有給休暇制度を活用したきっかけは何ですか」

「1977年創業の福田電気水道。就業規則を見直し、時間単位の年次有給休暇制度を導入した福田雄二代表取締役(57)に、子育てしやすい職場づくりに対する思いを聞きました。」

「社員の仕事と家庭の両立支援に対するお考えを教えてください」

「家庭がしっかりしてこそその仕事。社員が子育てをしながら、働きやすい環境を整えるのは社として当然のことです。制度のない先代のころから、育児に関しては臨機応変に対応してきました。」

「若年人材募集時のPRポイントにも時間単位の年次有給休暇制度活用」

「1977年創業の福田電気水道。就業規則を見直し、時間単位の年次有給休暇制度を導入した福田雄二代表取締役(57)に、子育てしやすい職場づくりに対する思いを聞きました。」

若年人材募集時のPRポイントにも時間単位の年次有給休暇制度活用

島根県では、子育てしやすい柔軟な働き方ができる事業所を増やすため、「時間単位の年次有給休暇制度」や「育児短時間勤務制度」(3歳以上・代替制度あり)を導入した事業所に対し、一定の利用実績で奨励金を支給しています(詳細は下欄参照)。

「制度導入後に生じた変化は」

「制度を活用する社員は、自らの業務をより効率的に進めているようです。それが周囲にも伝わり、元来、アットホームな社風が、より強固なものになったと思います。今後、若い人材を募集する際にも、大きな魅力になる制度だと確信しています。」

「申請手続きはどうでしたか」

「商工会の推進員の方が書類作成を丁寧に指導くださったおかげで、負担が少なくとてもスムーズに提出することができました。」

「社員の声」

「校外へ通学する中学生を持つお父さん 岡田 隆則さん(50)」

「これまで、社員同士が「お互いさま」だと考えていた子育てに関する突発的な勤務体制変更を制度化することで、社員の精神的な負担が解消されることを期待して導入を決めました。社員には、「権利」として遠慮なく活用してほしいと思っています。さらに、奨励金が出るのも、ありがたいことでした。」



中学生の息子(写真右)のソフトテニスの練習に付き合う岡田隆則さん(写真左)

「息子(写真右)のソフトテニスの練習に付き合う岡田隆則さん(写真左)」

「息子(写真右)のソフトテニスの練習に付き合う岡田隆則さん(写真左)」

有限会社 福田電気水道

代表取締役:福田雄二

住所: 邑智郡美郷町 粕洲424-2

労働者数:8人

業種:建設業

活用制度:時間単位の年次有給休暇制度

「就業規則」を見直して、仕事と子育てを両立しながら働き続けることができる職場環境づくりを進めませんか。

子育てしやすい職場づくり奨励金

労働者が仕事と子育てを両立し、安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

奨励金

10万円 | 上限額 20万円
[1制度導入]

※1事業所につき右記支給要件のA・Iそれぞれ1回限りの申請となります。

支給要件 常勤労働者数50人未満の島根県内の事業所(本支店、営業所等)

次のA・Iの制度を令和2年4月1日以降に導入し、一定の利用実績があること

A 時間単位の年次有給休暇制度

(対象)18歳までの子どもがいる労働者

I 育児短時間勤務制度(3歳未満を除く)

代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ

(対象)小学6年生以下の子どもがいる労働者



出産後職場復帰奨励金



出産後の復職に取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合、新制度が適用されます

労働者数等に応じて

奨励金 10万円・20万円

令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合、旧制度が適用されます

休業期間に応じて

奨励金 10万円・20万円・40万円

対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

詳しくは最寄りの商工会議所または商工会へ、お気軽にお問い合わせください

または

松江商工会議所
TEL 0852-25-2556

島根県商工会連合会本所
TEL 0852-21-0651

島根県商工会連合会石見事務所
TEL 0855-22-3590